

院外処方についてのお知らせ

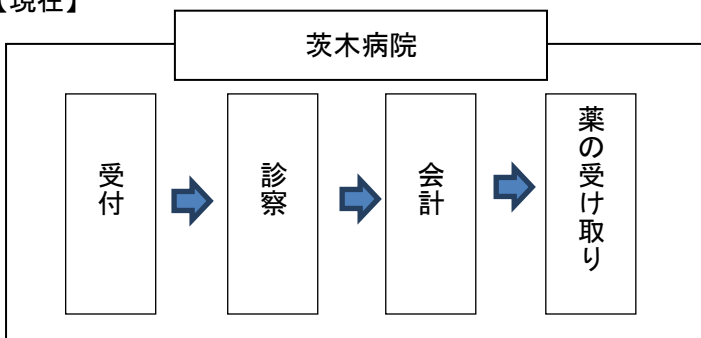
平成28年2月1日より院外処方がスタートします。

当院では、国の政策として厚生労働省がすすめています「医療の質向上」のために医薬分業を実施し、平成28年2月1日（月）から「**院外処方せん**」を発行することになりました。

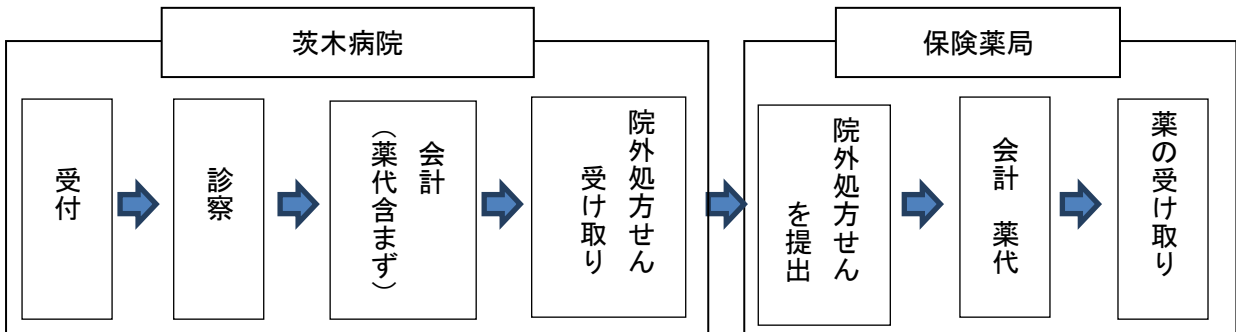
これまでは病院内でお薬の受け渡しをしていましたが、2月からは「**院外処方せん**」を受取っていただき、病院の外にある保険薬局でお薬を受け取っていただくことになります。

お薬を受け取っていただくまでの流れ

【現在】



【平成28年2月1日から】



自立支援医療を申請されている患者様へ

- ① 自立支援医療の資格をお持ちの方は、お薬を受け取る保険薬局の追加申請が必要です。
- ・「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書」をお住まいの市町村精神保健福祉担当課に提出します。

※**手続きに必要なもの 受給者証原本・印鑑**

注；申請されていない場合。または、申請された薬局以外でお薬を受け取られる場合は
保険割合の負担金が必要になります。

- ② 「自己負担上限管理票」をお渡しします。病院受付と保険薬局に来院時にご提示下さい。
- ・「自己負担上限管理票」にて病院と保険薬局などで負担金額の確認を行います。
- デイケア等利用の方も提示をお願いします。

「院外処方せん」にて保険情報を保険薬局にお知らせします。保険証の毎月の提示をお願いします。